明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○民法等の一部を改正する法律（二三）　一七
○道路交通法の一部を改正する法律（三四）　三三
○自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律（三五）　四四
○放送法の一部を改正する法律（二六）　三五
○脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（三七）　三九
○二酸化炭素の貯留事業に関する法律（三八）　三九
○風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための措置に関する法律（三九）　六三
〔政　令〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令（一八八）　四四
○電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令の一部を改正する政令（一八九）　六七
○住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（一九〇）　六九
〔デジタル庁令〕
○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則の一部を改正する庁令（デジタル庁五）　七三
〔デジタル庁令・省令〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令（デジタル庁・総務七）　七六
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令（同八）　一〇五
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（同九）　一〇六
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則等の一部を改正する命令（同一〇）　一八三
〔省　令〕
○住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令（総務四八）　二一三
○住民基本台帳法第三十条の十五の二に規定する準法定事務及び準法定事務処理者に関する省令（同四九）　二一七
○住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（同五〇）　二三〇
○情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う総務省関係省令の整備に関する省令（同五一）　二三三
○総務省組織規則の一部を改正する省令（同五二）　二三七
○住民基本台帳法第九条第三項及び第十九条第四項の規定による戸籍に関する事項に係る通知の方法を定める命令（総務・法務一）　二六
○個人番号カードを引き渡すことができる領事官等に関する省令（総務・外務一）　二六
○電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三条の二第五項に規定する総務省令・外務省令で定める者、第四十八条第一項に規定する総務省令・外務省令で定める者及び第六十二条に規定する総務省令・外務省令で定める者を定める省令（同二）　二六
○租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（財務四一）　二五九
○公認心理師法施行規則及び公認心理師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令の一部を改正する省令（文部科学・厚生労働二）　二六〇
○デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（厚生労働八五）　二六六
○情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（同八六）　二六四
○健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（同八七）　二九九
○労働者災害補償保険法施行規則及び厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同八八）　三一〇
○厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（同八九）　三一四
○公営住宅法施行規則の一部を改正する省令（国土交通六一）　三一六

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。